

# 日本行政書士会連合会 個人情報取扱業務委託基準

## (趣旨)

**第1条** この基準は、日本行政書士会連合会個人情報保護規則第15条第2項の規定に基づき、個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）を本会以外の者に委託する場合においての委託等の基準を明らかにし、本会が講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

## (対象となる委託等の契約)

**第2条** この基準の対象となる委託等の契約は、個人情報取扱業務の全部又は一部を本会以外の者に委託する全ての契約とする。

## (委託等に当たっての留意事項)

**第3条** 個人情報取扱業務を委託するときには、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 委託先の選定にあたっては、安全確保の措置として別記「個人情報取扱留意事項」（以下「取扱留意事項」という。）を遵守できる者を選ぶこと。
- 二 委託先に提供する個人情報は、委託等に係る目的の範囲内で最小限度内のものにすること。
- 三 受託者に対して、委託等の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。

## (契約に当たっての措置)

**第4条** 契約の締結にあたっては、契約書中に受託者が別記取扱留意事項を遵守する旨を記載し、取扱留意事項を添付するものとする。なお、契約書によらずに契約するときには、取扱留意事項を契約事項として受託者に書面で交付するものとする。

## 契約書記載例

### (個人情報の保護)

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するため甲が保有する個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱留意事項」を遵守しなければならない。

